

第2回太田市学校適正規模及び適正配置審議会 議事録				
日時	令和4年10月6日(木) 13時30分～15時			
場所	北の杜学園1階 メディアセンター			
出席者	委員	木村 淳一 八木 俊昌 武井 英伸 奥山 隆 柴宮 佑介 柳 和佳 橋本 洋一郎 天田 有紀 中村 一夫	欠席委員	中根 直美
	事務局	教育部 檜原部長 " 長谷川副部長 " 関口副部長 学校教育課 栗原指導参事 " 青木課長補佐 " 中島主任		
議事録署名委員		武井 英伸 委員		
		奥山 隆 委員		

1 開会

- ・委員10名の過半数となる9名の出席により、審議会が成立することを確認。
- ・会場の都合上、非公開とすることを確認。
- ・会長挨拶。

2 議事

発言者	審議内容
事務局	それでは、太田市学校適正規模及び適正配置審議会条例第6条第1項により、審議会の会議は、会長が招集し、その議長となると規定されていますので、木村会長の進行によりお願いいたします。
会長	<p>では、規定により議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事に入る前に、前回都合により欠席されたお二方に自己紹介を賜りたいと思います。まず武井委員さんからお願いできますか。</p> <p>(武井委員挨拶)</p> <p>ありがとうございました。続きまして、奥山委員さんからお願いします。</p> <p>(奥山委員挨拶)</p> <p>ありがとうございました。武井委員さん、奥山委員さん、どうぞよろしくお願いいたします。続いて、前回同様、議事録署名人を決定したいと思います。当審議会の運営要綱には、議事録を作成し、会長が指名する出席委員二名の方に署名していただくのとあります。前回に続いてまた(委員名簿の)上から順番ということで指名をさせていただきたいと思うのですが、今日初めて出席いただいた武井委員さんと奥山委員さんの順番になりますが、お願いできればありがたいのですが。</p> <p>(武井委員、奥山委員承諾)</p> <p>ありがとうございます。これより議事に移ります。はじめに、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	それでは、事務局より本日の審議会の進め方についてご説明いたします。お手元の次第をご覧ください。議事につきましては、学校の適正規模、望ましい学級数の範囲についてご審議をいただきます。本日は検討の際、委員の皆様にご記入いただくよう、ワークシートを用意いたしました。これにより

	<p>皆様の意見をとりまとめていきたいと考えています。詳しい内容につきましては、後ほど説明いたします。議事終了後に、義務教育学校である北の杜学園を見学いただきます。資料は「別紙」の資料となります。見学は授業中をご覧いただきたく午後3時から始め、終了は3時30分の予定です。</p>
会長	<p>本日の進め方について説明がありましたが、その方向でお願いをしたいと思います。続いて、審議の具体的な内容についてお示してください。</p>
事務局	<p>はい。本日の審議では、資料9と資料10を使用いたします。</p> <p>資料9をご覧ください。こちらが、先ほど説明しました、各委員にご記入いただきたいワークシートになっています。こちらは適正規模、望ましい学級数の範囲を求めていくものです。上に囲ってありますが、一般的には、「各学年または学校全体」の「学級数または児童生徒数」の「範囲または下限」で適正規模を考えることとなります。また、定め方は案1と案2の二つの方法が考えられます。ともに、図の左側が規模が小さく、図の右側が規模が大きくなっています。案1は適正規模を定め、その外は検討が必要な規模とするものです。案2は適正規模と注視が必要な許容範囲を定め、許容範囲の外を検討が必要な規模とするものです。</p> <p>最初に小学校の適正規模をまとめていきたいと考えています。ここでは、学年ごとや全体の学級数と、国の捉え方やどのような状況であるかを図で示しています。国は学校全体で12から18学級を標準としており、薄く色がついています。また、全体で6学級あれば、複式学級にならない。9学級であれば、半分の学年でクラス替えができる。12学級以上であれば、全学年でクラス替えや複数の教員を配置できるということが分かるような図になっています。こちらと委員ご自身の考えや資料10にありますメリット・デメリットを参考にして、望ましい学級数を「あなたの考え」にある二重線に記入をお願いします。この場合の学級数は、学校全体の学級数でなく、1学年に何学級から何学級が望ましいか、こちらで考えてください。併せて、案1のように適正規模のみ設ける、あるいは案2のように許容範囲を設けるか、こちらをご検討ください。なお、「メモ」というものがありますが、こちらにはその理由や判断基準、自分がこう思ったということをご記入していただければと思います。</p> <p>そして、ご記入いただきました学級数等は、こちら（会長席の左後ろ）にありますホワイトボードに書き出したいと思います。これをたたき台としてご審議いただき、とりまとめていきたいと考えています。そして、小学校がまとまったら、中学校も同様に審議していただくこととなります。義務教育学校につきましては、本日の3時から実際に義務教育学校をご覧いただくこ</p>

	<p>とになりますので、見学を踏まえて、第3回目の審議会でご審議していただくことにしたいと考えています。</p> <p>ここで、本日の審議の中で重要になると思われる、複式学級と教科担任制についてご説明させていただきます。資料10-③をご覧ください。複式学級についてですが、子どもの数が減少し、異なる学年、例えば3年生と4年生が一つの学級となり、一つの教室で授業を受けることを指しています。授業の進め方は、3年生が直接先生から指導を受けている間は、4年生は課題の学習をする。逆に4年生が直接先生から指導を受けているときは、3年生は課題の学習をするということになります。こちらが複式学級の概要です。なお、下段に教科担任制についてありますが、こちらは中学校の審議の前にご説明をしたいと思っています。</p>
会長	<p>私も前回の会議の後復習をしてみて、私たちの審議会は太田市の学校の適正規模及び適正配置を審議することなので、適正規模というのは学級数なのだなということは理解しやすいのですが、適正配置というのは私自身すぐに理解できなかったのですが、これは要するに通学距離とかを含めて学校を市内のどこに配置するかという、そういう理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>通学距離と通学時間になります。</p>
会長	<p>通学距離と通学時間、それをしっかり考えて学校を配置していく、将来統廃合とかも念頭に置いてという、そういうスタンスでいくということですね。そういうことで、適正規模と適正配置という大きい二つのテーマがあります。今日は適正規模ということについて議論をし、メモも一言添えていただいてということで、一枚目の資料を後ほど記入いただいて提出いただくという形になります。</p> <p>私から最初に質問なのですが、案1と案2が例として示されてまして、適正規模を挟んで両サイドが「検討が必要」が案1。案2の方はさらにその間に許容範囲があるということのようです。簡単に言うと、この許容範囲がある、なしということでは何が違うのでしょうか。</p>
事務局	<p>学校の適正規模、何学級がという話になるかと思いますが、自治体によってこの許容範囲を入れているところと入れていないところがあります。どちらもあるということは、どちらの考え方もあると考えられるのですが、要は、適正規模から外れてしまったイコール適正ではない、もしくは適正規模から外れてしまった、ただ、まだすぐに動かなければいけないところまでは至ってはいない。この間であれば、まだ注視して先を見ることができの</p>

	<p>ではないかという形で設けているというものであります。ですので、適正規模には入っていないけれども、工夫などによって、例えば裏（資料10）に書かせていただいたメリット・デメリットがあるのですけれども、そのデメリットが減らせるというような形で考えられて、なおかつ児童数の動向もまだ見極められるだろうという段階を許容範囲というように定めているところが多いです。全部を調べたわけではないのですが、許容範囲を定めているところの方が、人口の減りが最近始まったところが多いです。どんどんどんどん減っていっているところは許容範囲というのは設けていない。例えば、前回お話しましたが、太田市のように減り始めて1年、2年というところは、言い方は変ですが、切羽詰まっていないというところもあると思います。0歳児の人数を見れば、1年生で入ってくる人数がだいたい予測できますので、適正範囲を外れたイコールすぐに動かなければいけないというわけではないという判断もできるということで、許容範囲を設けている自治体もあるようです。ですので、それも含めましてご審議いただけるよう、案1と案2を示させていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。なるほど、群馬県内でも東毛地区の人口減というのがゆっくりだなという記事を目にするのですけれども、もっと山間地等、激しく減少してしまっているところは、この許容範囲を含めることもできないような状況になっていると。</p>
事務局	<p>（許容範囲を）設けても、すぐにそこを超えてしまいます。</p>
会長	<p>太田市さんの場合はゆっくり減少していくという状況であるので、許容することも可能であると。結局、その地域の住民の方々もいろいろな考えをお持ちでしょうから、そのあたりを相談しながら判断していくという、手順としてはそういうことになるのでしょうか。そうすると、ここで案1か案2かというのを決めておくことで、しばらくの期間それに則って進めていけば、スムーズに進めるわけですね。</p> <p>地域によっては、微妙にここが関わってくる地域もあると思いますので、そのあたりをしっかりと踏まえていただいて、委員の皆さんそれぞれ、理由なども書くことになっているのですけれども、作成いただけたらと思います。</p> <p>皆さんの方から、この資料作成にあたって、何か疑問点等ありましたら、今お願いいたします。</p>
委員	<p>「検討が必要」の「検討」というのは、考えること、議論を始めることなのでしょうか、それとももう動き始めるということでしょうか。</p>

事務局	<p>1回目の会議のときに、地区委員会という話をしたかと思います。先ほど会長からもありましたが、地元の意向というのももちろんあります。太田市、行政の考えというのももちろんあります。ですので、例えば許容範囲の方に入ってきてしまったと、このままいくと適正な範囲からは完全に外れていきますので地元としても議論を始めましょうという形で考えています。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>先ほど、許容範囲とありましたが、この年限というのはどのくらいなんですか。人口の推移を見ながらどこまで、とかはあるのですか。</p>
事務局	<p>見る限り、何年という指標まで定めている自治体はないです。ただ、ここで一回計画を作ったとしても、この計画が10年、20年、30年とはきつといかないと思います。社会状況の変化などもあると思いますので、何年というお尻は決めてはいませんが、その中に入っているということは、地元を含めての協議をして、そこで出た結論がそれでいいということになってしまえば、その中でおさまるのかなと思います。</p>
委員	<p>当面の間ということですか。</p>
事務局	<p>簡単に言いますと、決めていただいた適正規模を外れると、地域の委員会をすぐ立ち上げることになります。ですから、9（学級）からいくつと決めれば、9を下回った段階で、その学区に地区の委員会を立ち上げて検討を開始する、というふうになるわけです。小学校は6学年ありますから、12というのが1学年2学級、18というのが3学級ですね。例えば案2で、適正規模のA（適正規模の下限）からB（適正規模の上限）が12から18だったとします。本審議会でC（許容範囲の下限）が9学級というように決めたとします。そうすると、12が適正規模なんだけど、12から11、10、9と下回っていった、それが許容範囲です。ある年度始めに12学級あった、これは適正規模だ。それから、次の年には11学級になった。次の年には10学級になった。次の年には9学級になった。Cを9学級とすれば、ここまでが許容範囲ということ。8学級になった段階で、許容範囲を下回るわけですから、それは検討が必要ということで、地域に委員会を立ち上げて、話し合いが始まります。ですから、期限ではなくて、あくまで学級数を見て、許容範囲を下回るかどうかということ。案2の良さとすれば、適正規模から外れ許容範囲に入ったときに、その地域の校長先生とか教育委員会が、「この学校は許容範囲だから、そろそろ検討を準備しなければいけないかな」という心の準備ができるという面があります。我々の捉えとしては、話し合っていて許容範囲を含めた適正規</p>

	<p>模というのを決めたとすれば、そこから外れたときに地域に委員会を立ち上げて、地域ごとに検討を開始するという事です。</p>
会長	<p>なるほど、そうするとこのCという部分は、例えば9ということにもなり得ると。</p>
事務局	<p>皆様でお考えいただいて、そのようになる。もしくはAが9になって、Cが6になるかもしれませんけれども。そのように数字というものを考えていただければ良いと思います。</p>
会長	<p>具体的に9というのは、6学年のうち3学年が1学級という数字になりますね。今のところ全学年が2学級ずつだけれども、来年あたり新入生が1学級分しか来ないよということであれば、それは許容範囲であると。その新入生の数が4年間1学級のままでいったならば、その年は8学級になってしまうと。そういうことが発生した時点で、委員会を立ち上げることになるのだと、そういう提案ということでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。その数字をここで決めていただくということです。</p>
会長	<p>では、その9というのが8とか7でも、皆さんのお考えがあれば良いわけですね。</p>
事務局	<p>もちろん、結構です。できれば、明確な根拠を持った数字というのを出していただけると、こちらで説明ができるのかなと考えます。</p>
会長	<p>その根拠になることを一番下のメモの欄に書いていただくと。</p>
事務局	<p>はい。おそらくその根拠となるのが、「あなたの考え」の上にある、複式学級とならないとか、1つの学年でクラス替えができるとか、半分の学年でクラス替えができるとか、そういうものになってくる。やはり全学年でクラス替えができた方が良いということであれば、1学年2学級ですから、2掛ける6の12ということになるでしょうし、半分ということであれば9ということになると思います。半分でなくても良いということであれば、8、7、6というように下がっていくと思います。</p>
会長	<p>9か8かという判断というのは難しいですが、そのあたりを委員さんそれぞれにお考えいただくということですね。</p> <p>はい、どうぞ。</p>

委員	複式学級とならない、1学年9人は必要とあるのですけれども、9人までは1クラスでやっていくということによろしいですか。
事務局	はい。
委員	もう一つちなみに教えていただきたいのですが、検討という組織が始まって、北の杜（学園）さんは何年かかって生徒が通えるこのような状態になったのでしょうか。
事務局	別紙3を見ていただきたいのですが、平成27年度の太田市総合教育会議、そこで案として出されましたが、このときは小中一貫型教育校ということで義務教育学校ではありません。平成29年度の太田市総合教育会議で、義務教育学校の開校の準備を進めるということが決まりました。実際は、学校教育課の中に準備室ができたのが平成29年の11月になります。その後、区長会等に説明に行き、平成30年、令和元年、令和2年と丸3年準備期間があって、昨年度の令和3年度に開校となりました。
事務局	補足ですが、今、太田市の審議会の中で皆様方に話し合っていて、学校規模適正化の基本方針の基になる答申をしていただくと。その答申を受けて、これから学校規模適正化の基本方針を教育委員会内で話し合います。ですので、北の杜の義務教育学校（の設置のとき）は、方針がまだありませんでした。つまり、基準がない中で立ち上がったということです。では、どうして立ち上がったのかと言うと、当時太田東小の小規模校化が顕著になりまして、教育委員会内で議論していました。それまでは、義務教育学校というシステムがなくて、小中一貫校というシステムはあったのです。ただ、そこに踏み切るには、魅力がもう一つ足りなかった。義務教育学校が文科省で提起されまして、制度ができました。この義務教育学校というのが非常に魅力ある教育内容であり、適正化の基本方針というものが当時はなかったわけですが、太田市として建設的なチャレンジということ、より良い学校をこの北中学校区に作りたいということで立ち上がりました。ですから、少し本審議会の適正規模の基準とは違うところから始まりました。そういう過去の経緯も含めて、やはり市として基本方針を策定して、それを基に義務教育学校を作るとか、統合をするとかを考えていきたい。そういう中で皆様方に話し合っていていただくということです。
会長	委員さん、いかがでしょうか。
委員	はい、ありがとうございます。
会長	他の委員さん、いかがでしょう。はい、どうぞ。

委員	許容範囲が年月ではないということは分かったのですが、0歳児から見れば将来的には分かるわけですよね。そういうのも勘案した方が良いのではないかと思います。あと、「検討が必要」というのは毎年検討するのですか。
事務局	地区委員会が開かれていったところで、1年、2年、期限はないとは思いますが、方向性を検討していただいてやっていくということだと思います。
委員	検討したら、どのようになるのですか。検討すれば、すぐ終わりになるのですか。検討委員会というのできるわけですか。
事務局	地区の検討委員会ですね。
委員	地区の検討委員会ができるのですか。
事務局	はい、地区委員会というかたちで。
委員	校区がいっぱいありますから、それぞれの検討委員会というのがいっぱいできるわけですね。
事務局	そうなってきますね。
委員	ばらばらでも構わないわけですか。それはそれで良いわけですね。
事務局	ですから、この基準が厳しければ厳しいほど、地区委員会がいろいろな場所でできるということになると思います。
委員	それでは、市教委としての統一はとれないとも考えられる。
事務局	この決めていただく基準を下回って、地区委員会というのが立ち上がったとしても、それは学校、地域にそのままお任せするというものではありません。教育委員会の方で主体的に携わらせていただいて、教育委員会としての全体的な方向性というのを勘案した中で、その地区委員会で案を示したり、一緒に検討したりします。もし複数できたとしても、まちづくりという観点も必要ですので、総合的なことを勘案した中でやっていきます。ばらばらな考えで話し合いが進んでいくということではありません。
委員	太田市教委としてこうというのが出なければ、おかしくなってしまう。いっぱいできた場合、どこがどう調整するのか。出れば出るほど難しくなっ

	しまうなと思いますけど。
事務局	おっしゃるとおりです。
委員	ですから、あまり多くの検討委員会が立ち上がった方が良いんだよとやってもどうなのかな。難しいところです。
会長	はい、どうぞ。
委員	学校を運営していく中で、こういった基準があるところとないところがあると先ほどおっしゃっていたのですけれども、指標がない状態で進んでいくというの、やはり市としてはなかなか動けないところかと思います。この会議では頂いた資料を見て、私たちが考えて、ある程度の指標、このような感じでどうですかというのを市の方々に提供して、そちらで検討して、外れたところは状況を見てその都度考えていくというかたちで大丈夫でしょうか。
事務局	はい。
会長	検討委員会というのは、何を検討するのですか。
事務局	<p>手法というのが三つあります。一つは存続。適正規模を下回るのですけれども、様子を見ながらもう少し見守って良いのではないかと、そのように現状のまま存続するという事です。もしくは、学区を少し移動する。例えば、藪塚地区で最近ありました。藪塚小が大規模校になりまして、藪南小の方に少し編入しました。今、かなりバランスがとられています。そのように、存続はしながらも、学区の調整をするというのが一つです。</p> <p>二つ目は統合です。統合というのは、北の杜学園のように小中を統合、小学校と中学校を統合して一つの学校にする、義務教育学校化するということがあります。その他にも、小学校と小学校を統合する。近隣の小学校同士で統合して二校を一校にする、小小統合。それから、中学校と中学校を統合する。これは可能性は少ないと思いますが、近隣の中学校を統合する、中中統合。この三種類あります。これが二つ目の大きな案です。</p> <p>それから三つ目は、先ほど少し出しましたけれども、学区の再編成ということをして、学区を大幅に入れ替える中で調整を図る。例えば、南中学校はかなり大規模校です。南中学校（の学区）を近隣の少ない中学校区に少し入れて調整を図ると。学区の変更ということ。それが三つ目です。</p>

	<p>つまり、適正規模を外れた学校に対し、適正化を図る手法というのがありますので、その手法のどれが良いかというのを話し合ってください。その要素として、今小学校で4キロ、中学校で6キロ以内というのがありますけれども、どのくらいの範囲から子どもが通って来ているのか、または将来の人口、地区の特性というのもあります。例えば、山があるとか川があるとか、都市部なのか地方なのか、いろいろ現状によって違います。ですから、全体として話し合うことが方針を出すことの良さでもあるのですが、地域ごとの特性に応じた話し合いというのも関わってくると思います。歴史や伝統もあると思いますので。ですから、主にはその三つのどれにしていくのかという方向性ですけれども、その基になるのは地域ごとの特性に応じた話し合いになるということです。</p>
会長	<p>具体的な説明ありがとうございました。他の委員さん、いかがでしょうか。</p> <p>さっきも例示しましたけれども、案の2としてCのところを9にした場合には、9となることを見込まれた時点で検討委員会を立ち上げられると。そのあたりもまた微妙に難しいと思うのですけれども。許容範囲の数字のところで、どこで立ち上げるかという判断は、その時点でされるのだろうと思いますが。大変難しいところですね。どの数字にしても難しい。</p>
事務局	<p>我々としたら、許容範囲のCのところを9だとすれば、9までは立ち上げません。8になった時点で立ち上げます。案1でしたらAを下回った段階で立ち上げますし、案2でもCを下回った段階で立ち上げるということで、結局は変わらないです。ただ、許容範囲を示すことで、心の準備ができるということがあると思います。適正規模はこれが適当なのだけれども、太田市としての許容範囲が示されていることで、関係者は、だんだん下回ってきている、そろそろ許容範囲を下回って、Cが9だとすれば8になりそうだから、来年あたりは地区の委員会を立ち上げなければいけないかなというような見通しが持てるということなのです。</p> <p>ただ、案1であってもそれは数字で分かることですから、どちらでも良いかなとは思いますが。委員の皆様方に決めていただければと思います。</p>
委員	<p>では、案1でAのところを9とか8でも同じことだと。</p>
事務局	<p>同じことです。許容範囲を示すかどうかということです。</p>
委員	<p>心の準備をなさいよということですね。皆さん、そろそろ危ないですよというわけではないけど、そういうものをね。</p>

事務局	おっしゃるとおりです。
会長	はい、どうぞ。
委員	許容範囲の周知というのはされるのですか。許容範囲になりましたというのを、その地区に。広報でも、回覧板でも流すかたちになるのでしょうか。許容範囲が伝わっていかないと、そろそろ危ないですよというのが（分からない）。
事務局	皆様にお配りしました資料の一番最後に、伊勢崎市の基本方針（平成27年7月伊勢崎市教育委員会作成の「伊勢崎市学校規模の適正化に関する基本方針」の表紙と7ページを抜粋したもの）がありますので、そちらをご覧ください。こちらが、伊勢崎市でまとめている適正規模についての説明の文書となっています。伊勢崎市の人口規模は太田市とほぼ同じくらいですが、伊勢崎市の場合は、小学校であれば適正規模の基準としては、学校全体では12から24と定めています。ただし、その下にありますけれども、適正規模の許容範囲、適正規模に準じる学級数というかたちで、上限下限でプラスマイナス3を設けています。ですので、伊勢崎市でいくと、9、10、11は許容範囲。25、26、27が上限の方の許容範囲となっています。「子どもたちの人間関係の構築や交流に配慮し、一定の学年でクラス替え可能な規模とする。」ということで、3学年はクラス替えができるというかたちで許容範囲を設けています。
事務局	許容範囲の周知については、今の段階でどうというのではなくて、今後の検討というところになると思います。地域にどのタイミングで周知していくかなども、今の段階でこうですとは言えないですけれども、検討になっていくと思います。
委員	許容範囲が10年続くような場合もあるし、あっという間にそれを超えてしまう場合もあるから、一概に許容範囲に入りましたという宣言をしたとしても、意味のない地域が出てきてしまうということもありますよね。
事務局	本当になだらかな減少というところもあれば、急激にというところもあるので。
委員	この前少し調べたら、桐生市などは3年という年限でやりましたね。その見込みが予想される3年前からタッチすると。なかなか難しい、ケースバイケースなのかな。
会長	検討委員会を立ち上げて、その結論が出るのに何年くらいかかるのですか。

	検討委員会で検討した結果がその翌年の学校に反映されるわけですね。
事務局	<p>今、答えを用意していません。ただ、1年で結論が出るということはないと思います。学校というのは、地域の、コミュニティの核となります。ですから、例えばそれがなくなるとか、学校名がなくなるといったときには、かなりの地域の合意形成というのが必要で、本義務教育学校を作るときにも3年かかっているわけです。説明会というのでもかなり開きました。それでも、やはり少し不本意だったという言葉も聞こえてきます。慎重に進めなければいけないということから、1年で結論が出るということはないと思います。最低でも2年、3年かかっていくものだと想定しています。他市町村の状況を少し調べまして、地域の委員会を立ち上げたときにどれくらい時間がかかっているかというのは、次回の審議会で報告させていただければと思います。</p>
事務局	<p>検討委員会ができた後のことですが、検討委員会の方針自体というのは、おそらくそう何年もかかるものではないと私は思います。数年、早ければ1年くらいで出さなければならぬ状況にある場合が多いのかなど。ただし、それを実行に移す段階になりますと、そこからが少し時間がかかるかなと思います。例えば、通学区域を変更するといった場合には、地区合意を得なくてはなりませんので、地域住民の方への説明会ですとか、今いらっしゃるお子さんをどのように移行させるかという問題があります。これについては、1年、2年で収まる話ではないのではないかと。場合によっては、簡単に答えが出ません。例えば、1小学校に対し1中学校があった場合に、人数が減ってきたので義務教育学校化しましょうと。このような学校を作った場合、学区が変わらなければ、地区合意は簡単にはなると思うのですが、今度は施設整備の問題が出てきますので、これまた1年、2年はかかってしまうということがあります。ですから、方針決定のやり方、どういう方針にするかというものによって検討委員会の期間も変わってきますし、その出た結果によって、事後処理、実施に移すまでの期間は変わってくるかなと思います。</p>
会長	<p>詳しい説明ありがとうございました。だいぶ時間が経過していますがそれでも、他の委員さんいかがでしょうか。ご自身のお考えはまとまってきたでしょうか。</p> <p>では、この件についての協議はここまでにして、「あなたの考え」という欄にそれぞれご記入の時間としたいと思います。</p>
	<p>(各委員が小学校の適正規模を検討)</p> <p>(事務局が委員の考えを集約、ホワイトボードに書き出し)</p>

	(黒字で各学年、青字で学校全体の学級数を併記)
事務局	<p>それでは、全員分ご提出いただきました。見ていただくと分かると思うのですが、青で書いてあるところが学校全体の学級数です。これでいくと適正規模の小さいところは、全員の方が12という数字を入れたということが示されました。まずは、これはこれということによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>あと、傾向として見られるのが、小さい方で許容範囲を設けていない方が1人だけで、大きい方は皆さん許容範囲を設けている。ですので、許容範囲を設けるとということによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	はい、どうぞ。
事務局	話し合い中、申し訳ありません。前回お配りした資料で、7-①というのがあります。太田市の現状として、令和10年度の想定した数というのが出ています。皆さんには、今回示した資料を基に数字をお考えいただいたのですが、これも参考にしていただかないと、答申を受けて方針を決めた場合に、すぐ委員会を立ち上げなければいけない、7クラス、8クラスというのがあります。城西小と世良田小。これも想定して話し合っていたかかないといけないのだと思います。
会長	令和10年度に、城西、世良田は7学級、8学級ということですか。
事務局	おっしゃるとおりです。これは、出生数から推計しています。昨年度生まれた赤ちゃんが6年後に入ってくるということで、今、令和4年ですから、令和10年の予想が出ています。
会長	6年後。
事務局	6年後までは出るのです。これも織り込んでいただかないと。
委員	地区に検討委員会ができるとなると、住民、市民の方は結構大変かなと思います。ものすごく大きな問題になると思いますね。
事務局	ですから、事前の広報、周知、説明というのが必要です。

委員	区長などにしないと大変なことになる。
事務局	地区の委員会を立ち上げる前に、適正化の基本方針の周知をしっかりとっておいて、心積もりをしていただいて、公平公正な方針の下やりますよという準備段階を持たないとだめだと思います。
委員	うまい方法が見つからずに、結論が出ないという可能性もありますね。
委員	住民の方が全員反対だとなれば、これはなかなか難しい。
事務局	その場合は存続になります。その可能性も含めて、検討委員会があります。
委員	学校教育としてこれが望ましいというのがあれば、それに向けて努力していくということですね。
事務局	そうですね。ですから、教育の組織として、やはりこういう方針をベースとして作らなくてはならないかと。
委員	それには、後から出てくるかもしれませんが、通学の距離だとか配置だとかがありますよね。例えば、スクールバスを使うとか。
事務局	そういったところは地区によって状況や課題が変わってくるので、地区ごとの検討委員会でない話し合えないかと思います。
会長	<p>そうしましたら、事務局さんの方で一覧を記入していただきましたが、時間がだいぶ迫ってきていますので、大変申し訳ないのですが、具体的な議論は次回に回させていただき、この後会議日程をご相談の上で定めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、私がだいぶ時間をとってしまったようで申し訳なかったです。詳細はまた次回ということで、ご了解をぜひお願いしたいと思います。</p>

3 その他

- ・第3回審議会の開催日時について協議。

4 閉会